

船舶事故調査報告書

令和6年2月28日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（岸壁）
発生日時	令和5年4月15日 20時25分ごろ
発生場所	岡山県玉野市宇野港第3突堤 宇野港第2突堤防波堤灯台から真方位239°850m付近 (概位 北緯34°29.2′ 東経133°56.9′)
事故の概要	貨物船第五千陽丸は、西進中、岸壁に衝突した。
事故調査の経過	令和5年8月1日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	貨物船 第五千陽丸、199トン
船舶番号、船舶所有者等	134586、高原海運有限会社、株式会社しんこうせい（船舶借入人）
乗組員等に関する情報	船長、五級（航海）
負傷者	なし
損傷	本船 右舷船尾部外板に凹損及び亀裂 岸壁 コンクリートに擦過傷
気象・海象	気象：天気 雨、風向 南、風速 約4m/s、視程 約4海里 海象：海上 平穏
事故の経過	<p>本船は、船長及び機関長が乗り組み、阪神港堺泉北区を空船で出港し、荷役待機の目的で宇野港に向かった。</p> <p>本船は、宇野港の南西方に延びる第3突堤の北西に面した岸壁（以下「北西岸壁」という。）に、出船左舷着けで着岸する予定だったので、第3突堤南端付近で右舵を取った後、北西岸壁西方沖で右回頭するつもりで、船長が船橋配置に、機関長が船首配置にそれぞれついて、第3突堤の南方沖を西進した。</p> <p>船長は、第3突堤南端を視認してから右転する予定であったが、同突堤南端には照明設備がなく、雨で同突堤南端を視認できなかったため、ふだんより遅い約3.2ノットの対地速力として目視で同突堤南端を確認しようとしていたところ、同突堤南端が見え始め、ふだんより同突堤南端に接近していることに気付いて機関を後進としたものの行きあしが止まらず、本船の右舷船尾部が同突堤南端に衝突した。（図1参照）</p>



図1 事故発生経過概略図

船長は、本船で約40回宇野港に入港した経験があり、ふだん、北西岸壁に向かう際には、目視で第3突堤南端を確認してから右舵を取っており、本事故時も同突堤南端を視認できると思い、作動させていたレーダー及びGPSプロッターの画面を見ずに目視のみで見張りを行っていた。

船長は、ふだん北西岸壁に向かう際、第3突堤南端の南西方約100mにある南近端鼻^{なきんた}付近の干出浜（岩）を避け、同突堤南端に寄せて航行するようにしており、本事故時も同様の経路を航行していた。

分析

本船は、照明設備のない第3突堤南端付近において、降雨の中で西進中、船長が、目視のみで航行を続けたことから、同突堤南端に接近していることに気付くのが遅れ、同突堤南端に衝突したものと考えられる。

原因

本事故は、夜間、本船が、照明設備のない第3突堤南端付近において、降雨の中で西進中、船長が、目視のみで航行を続けたため、同突堤南端に接近していることに気付くのが遅れ、同突堤南端に衝突したものと考えられる。

再発防止策

今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。

- ・ 船長は、慣れている海域を航行する場合でも、航海計器を活用して船位の確認を行うこと。